

とくしま新鮮・食の魅力再発見事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける本市内の飲食業者等が徳島県産食材を活用して新しい商品を開発し、提供すること及び徳島県産食材のPRをすることについて、予算の範囲内でそれらの費用に対し、とくしま新鮮・食の魅力再発見事業補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地産地消に向けた継続的な取組みを行う者
 - (2) 本市内において、飲食店営業その他市長が適当と認める営業を行う者
 - (3) 徳島県が交付する新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカーの交付を受け、当該ステッカーを店舗に掲示している者
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。
- (1) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納している場合
 - (2) 補助対象者（補助対象者が法人の場合にあっては当該法人の役員等）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。この号において「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。この号において同じ。）であると認められる場合、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。この号において同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合、営業の経営に暴力団又は暴力団員が実質的に関与していると認められる場合

(補助対象事業及び補助対象期間)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる内容を満たす事業とする。

- (1) 徳島県産食材を使って、その店舗でまだ提供されたことのない新しい商品を開発し、提供すること
- (2) 新しい商品に使った徳島県産食材をその店舗のメニュー表やチラシ、看板等でPRすること。なお、PRの方法は、新しい商品の商品名に「徳島県産〇〇を使った～」を付けるなど新しい商品に使った徳島県産食材が徳島県産であることを明記する方法に

よるものとする（新しい商品に使った徳島県産食材がブランド品等であって、その品名に徳島の地名が入っている場合は、当該品名を新しい商品の商品名に付けることで可とする。）。

- 2 補助対象事業の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第6条の交付決定が行われた日から令和4年1月31日までとする。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第4条 補助金の額は、10万円を上限とする。

- 2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の取組内容ごとにそれぞれ対象経費の欄に定めるところによる。
- 3 国又は地方公共団体による他の同様の補助又は助成等の制度との併用は認めないものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和3年10月15日から令和3年11月30日までの間（ただし、予算額に達し次第終了する。）に、電子申請、郵送又は持参の方法により、市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、補助金交付申請書及び補助金交付申請書に添付された書類の内容を審査するとともに、必要に応じて実地調査を行い、補助金交付の適否を決定し、申請した者に交付決定通知書（別記様式第2-①号）又は不交付決定通知書（別記様式第2-②号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の通知をする場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事業につき修正を加えることを要請し、又は必要な条件を付することができるものとする。

（事業の遂行等）

第7条 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の実施に係る現金の出納及び保管並びに物品の出納及び保管の状況を明らかにしておくとともに、これらに係る証拠書類、現金出納簿、その他の会計帳簿を備え、記録管理する等、常にその経理を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の書類及び帳簿等について、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了後、令和4年3月31日までの間、補助事業で開発した新しい商品を店舗で提供しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業の完了後も地産地消を推進する者として、引き続き地産地消に向けた取組みを行わなければならない。

(計画変更等)

第8条 補助事業者は、補助金交付申請書等に記載した事業の内容若しくは経費の変更又は事業の実施の廃止をしようとするときは、軽微な変更を除き、補助事業変更(廃止)承認申請書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による軽微な変更とは、補助事業の目的を損なわない変更で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 新しい商品の開発に使う徳島県産食材を変更する以外の計画の変更のみであって、予算額の変更を伴わないもの。
- (2) 変更前の予算額と変更後の予算額の差額が、変更前の全体の予算額の20パーセント以内の減額であるもの。
- (3) 予算額が変更となるが、交付決定された補助金の額が、補助金の上限額に達しており、かつ、変更後の予算額を基に算出した補助金の額の変更を伴わないもの。

3 市長は、第1項の規定により変更又は廃止を承認するときは、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は新たな条件を付し、その内容を補助事業者に変更(廃止)承認通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(報告等)

第9条 市長は、必要に応じ、補助事業者に対して補助事業に関する報告若しくは関係書類の提出を求め、又は本市職員をして関係書類について検査させ、必要な指示をすることができるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の報告書は、実績報告書(別記様式第5号)によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和4年2月28日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書

- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の支出関係を証明する書類（領収書等）の写し
- (4) 補助事業の実施状況を証明する書類（例：商品、メニュー表、看板の写真）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件を審査した結果適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、補助事業者に、とくしま新鮮・食の魅力再発見事業補助金確定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、市長が定める方法により、補助金を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者から前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の完了の見込みがないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の遂行に不正があったとき。
- (5) その他この要綱の定めに違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 補助事業者は、市長が前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、交付した補助金の全部又は一部を返還させることとしたときは、これに応じなければならない。

（必要事項）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

別表（第4条関係）

取組内容	対象経費	補助率	限度額 (千円)
新商品の開発及び提供	<ul style="list-style-type: none"> ・食材費 ・助言業務や技術指導等に係る費用 等	10/10	100
新商品に使った徳島県産食材のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・メニュー表作成費 ・チラシ作成費 ・看板作成費 ・のぼり作成費 ・デザイン製作費等 等		

※ 対象経費については、補助対象期間内に支出されたものに限る。

対象経費の額に、消費税及び地方消費税の額は含まない。

食材費については、調理用アルコール、調味料を含み、光熱水費は含まない。